



組合員になられた皆さんへ!

共済組合のご案内

茨城県内の市町村や一部事務組合等の職員となられた皆さんは、**茨城県市町村職員共済組合の組合員**になります。共済組合では、組合員とご家族の皆さんの生活の安定と福祉の向上を図るため、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業を行っています。

なお、非常勤職員等の方は、日本年金機構の厚生年金が適用される短期組合員となり、短期給付事業と福祉事業が適用されます。

組合員になると…

● 資格情報通知書を送付します

共済組合にて資格の登録が完了したことをお知らせするものです。

通知書が届きましたら、内容に誤りがないか確認してください。

なお、医療機関の受診方法については、次ページ「医療機関の受診はどうすればいいの?」をご確認ください。



● 掛金等を負担することになります

共済組合の事業に必要な費用は、主に組合員個人が負担する掛金（保険料）と勤務先（市役所等）が負担する負担金によって成り立っており、毎月の給料と期末手当等から控除されます。

掛金（保険料）は標準報酬の月額等に基づき算定されます。 → [26ページ](#)

短期給付事業（医療保険）

医療費の自己負担は3割（70歳未満）で、残りの7割は共済組合が負担します。

また、さまざまな給付金があります。

→ [「短期給付のご案内」14～15ページ](#)



長期給付事業（年金）

組合員の老齢・退職・障害・死亡に対して年金の給付を行います。

厚生年金保険給付と退職等年金給付があります。



福祉事業

◆**保健事業** 多種多様な福利厚生サービスを利用できるアウトソーシング事業（[11ページ](#)）のほか、宿泊利用助成事業・各種がん検診等（[7ページ](#)、[12～13ページ](#)、[20～23ページ](#)）の事業を行っています。

◆**宿泊事業** 皆さんの保養施設として「大洗鷗松亭」を運営しています。 → [18～19ページ](#)、[裏表紙](#)

◆**貯金事業** 皆さんからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、市中金利よりも有利な利息を還元しています。 → [裏表紙](#)

◆**貸付事業** 生活必需品の購入や住宅の新築、修繕等に必要な資金の貸付を行っています。貸付利率：1.26%（災害貸付等の一部の貸付を除く）

◆**物資事業** 自動車購入費用の立替えを行っています。（短期組合員は利用できません。）



共済組合の事業は、資格情報通知書と一緒に配付したリーフレットやホームページをご覧ください。



ホームページのご案内 → <https://www.iba-kyo.com/>

次のページはパスワードが必要です。

健康サポートコーナー、健康電話相談

ユーザー名 [kyosai1411](#) パスワード [iba-kyo](#)